

人材紹介契約書

甲： 乙：株式会社 発見 （有料職業紹介 08-ユ-300406） と
とは、

人材の紹介に関する契約を下記の通り締結する

第1条(目的)

本契約は、甲が人材を採用することに関して、乙がその意向に従い適切な有料人材紹介サービスを行うことを目的とする。

第2条(人材紹介)

甲は乙に、甲の採用に関して求人票を提出し、乙は求人票に基づき人材を紹介する(以下「紹介業務」という)こととする。

第3条(採用)

乙より紹介された_____を甲が採用決定した場合(以下この場合に採用決定された者を「丙」という)、甲は乙に対し直ちに採用決定ならびに採用条件を通知する。

2. 甲は、労働基準法第15条に基づき作成される求人票(労働条件等の明示)の写しを乙に対し交付するものとし、この場合、乙は丙に同通知書を交付し、その内容を相互に確認する。

3. 入職予定日は_____年_____月_____日とする

第4条(紹介手数料)

紹介業務により、丙を採用し入職に至った場合、人材紹介の対価として想定年収を基に紹介手数料を算定する。

2. 紹介手数料については、

①年間の見込み賃金に_____％の料率を乗じた額

②固定額

のうち、_____の_____円に消費税相当額を加えた金額の_____円とする。

3. 甲は、丙の入職した日を契約成立日とし、試用期間中か否かにかかわらず、今回の紹介手数料を、入職月の末日までの_____月末までに支払うものとする。

第5条(紹介手数料の返還)

紹介業務により採用された丙が、入職後6ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職したまたは解雇された場合は、次の基準の通りに甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに第6条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

①入職後1ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の100％

②入職後1ヶ月を超え、2ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の80％

③入職後2ヶ月を超え、3ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の60％

④入職後3ヶ月を超え、4ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の40％

⑤入職後4ヶ月を超え、5ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の20％

⑥入職後5ヶ月を超え、6ヶ月以内の場合、甲が乙に支払った額の10％

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。

第6条(不可抗力)

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。

第7条(機密情報等)

甲および乙は、紹介業務の遂行のため知り得た業務上の機密情報および個人情報(以下「機密情報等」という)について厳に機密を保持し、紹介業務の目的にのみ使用し、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。また本条は本契約の終了または解約後といえども有効とするものとする。